



行政書士しが

発行所 滋賀県行政書士会
 発行人 盛武隆/編集人 古川 諭
 所在地 滋賀県行政書士会館
 〒520-0056
 大津市末広町2-1(JR大津駅前徒歩1分)
 TEL(077)525-0360・FAX(077)528-5606
 E-mail: shigakai@gyosei-shiga.or.jp
 URL: http://www.gyosei-shiga.or.jp/

行政書士制度 広報月間スタート

行政書士制度広報月間の実施に向けて、県総務部長から関係機関の長に対し、下記のとおり依頼文書が発信されましたので、原文のまま転載いたします。

滋総第958号
 平成26年(2014年)9月9日

本庁各部(局)課長
 各地方機関の長
 関係行政委員会事務局長
 警察本部長
 各警察署長

様(写)
 総務部長
 (公印省略)

「行政書士制度広報月間」の実施について

このたび滋賀県行政書士会では、行政書士法の適正な運用を図り、行政書士制度に関する県民の理解と協力を得ることを目的に、10月1日から同月31日までの1月間を「行政書士制度広報月間」として、別表のとおり行政書士電話無料相談、許認可手続無料相談所の開設をはじめとする各種の活動を展開されます。

ご承知のように、行政書士法においては、行政書士でない者は、他の法律に別段の定めがある場合を除いて、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務または事実証明に関する書類の作成を業とすることはできないとされています。

貴職におかれましても、この期間中滋賀県行政書士会が行う種々の活動を機に、書類の受理に携わる職員をはじめ各関係者に対し、行政書士法の趣旨が徹底されるよう、周知いただきますようお願いいたします。

また、行政書士が作成した書類には、記名して職印を押すことが行政書士法施行規則により義務付けられており、職印を押す位置等については次に示す様式が滋賀県行政書士会か

ら指示されていますので、これらの確認を通じて、適正な運用が行われますよう、ご留意願います。

なお、平成元年9月25日付け滋総第877号で非行政書士排除に関するプレートの設置を依頼しました機関につきましては、引き続き当該プレートの設置についてご協力いただきますよう、併せてお願いします。

ゴム印様式

行政書士
 滋賀県行政書士会会員

※ 行政書士法施行規則第9条第2項
 行政書士は、作成した書類に記名して職印を押さなければならない。

モデルは、女優の鈴木ちなみさんです。



今年度の広報月間ポスター

平成26年度 行政書士制度広報月間について

広報部長 古川 諭

平成26年10月1日から31日までの1ヶ月間、日行連主導のもと、恒例の「行政書士制度広報月間」を展開しております。この活動は、平成26年度の広報部実施事業として総会でご承認をいただき展開しておりますが、当該活動は、会員各位そして滋賀会各支部役員各位の大きなご理解とご協力があったからこそ初めて成り立つものです。

行政書士制度が県民の皆さまに広く認知され、そして制度のさらなる普及を目指し、県民各位による行政書士の積極的活用につながるよう、会員各位におかれましては、いっそうのご理解とご支援をいただけますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、当該活動と並行して、監察部と連携をとりながら非行政書士の排除等も実施することとしております。

もうすでに実施していただけたかと思われませんが、各支部の役員各位におかれましては、各市町と各支所の窓口を設置依頼をしております窓口表示板(他の法律で定める場合をのぞき、行政書士でない者が、他人の依頼を受け報酬を得て官公署に提出する書類を作成する行為を禁じる旨明記されているプレート)の設置有無の確認を支部ごとに行っていただくことを依頼しております。

開始前の準備期間と、期間中の具体的な活動内容は下記をご参照ください。滋賀会広報部では、各支部へ活動の実施を依頼し、各行政機関へ協力要請を、報道機関へは無料相談会の開催告知依頼を事前に行ったうえで、本年も制度広報月間に臨んでおります。

- 一、滋賀会・広報部の推進事項
 1. 各行政機関・報道機関にポスターを配布し、掲示を依頼する。
 2. 無料相談所を開設し、相談に対応する。
 3. 新聞、テレビ、ラジオ等のメディアを利用し、行政書士制度をPRする。(各支部で開催される、無料相談会の事前告知を掲載・放映されるよう依頼する。)
 4. インターネットによる広報活動として、滋賀県HPへバナー広告を掲載する。
- 二、各支部の推進事項
 1. 各市町窓口でポスターの掲示と無料相談会の告知協力を要請する。
 2. 窓口表示板の設置確認および破汚損の有無を確認する。
 3. 自治体広報誌に運動方針と無料相談所開設記事が掲載されたことの有無を確認する。
- 三、各部・専門部会の推進事項
 1. 関連団体へポスターを配布し、掲示を依頼する。
- 四、会員各位の推進事項
 1. 行政書士として作成した書類等には、必ず記名と、職印を押印する(行政書士法施行規則第9条第2項)。
 2. 期間中、監察事案があれば所定の用紙に記載し事務局に連絡する。
 3. ポスターを各事務所に掲示する。

作成した書類には、記名して職印を押すことが義務付けられています。